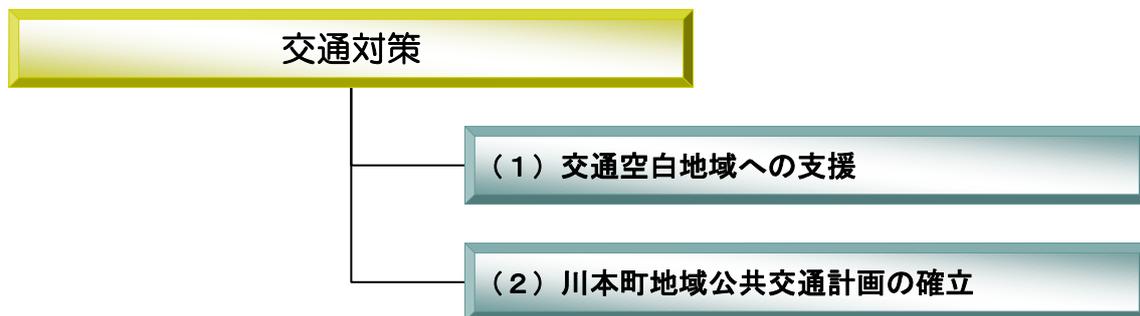


第3章 生活環境

安心して暮らしやすい生活環境のまち

1. 交通対策

【施策の体系】



【現状と課題】

マイカーの普及と過疎化、少子高齢化等に伴い、公共交通利用者は減少の一途をたどり、路線の維持・改善と財政負担の抑制が大きな政策課題となっています。また、公共交通利用者の減少は民間バス事業者による運行にも影響し、大田市と邑南町をつなぐ広域路線「川本線」のうち石見川本～三坂口の区間について、運行する石見交通(株)より平成23年3月をもって廃止されました。同路線の運行は、邑南町営有償運送形式（おおなんバス）で引き継ぐことになりましたが、地方自治体が地域交通を確保することが重要な役割となっています。

このような状況を踏まえ、住民ニーズを今一度洗い出し、地域の実態に即した公共交通、輸送サービスの構築に向けて、圏域全体の交通体系の見直しを行うとともに、将来にわたって維持存続が可能な生活交通の確立を目指して、平成22年度に『川本町邑南町地域公共交通総合連携計画』が策定されました。本計画の基本方針は「住民と共に守り育て 地域をつなぎ、暮らしをつなぐ効率的で利便性の高い公共交通づくり」とされ、特に川本町に位置づける事業として下記3項目が計画策定されました。

- ① スクール便の運行維持
- ② 小学校統合を踏まえたスクールバスの検討
- ③ 必要に応じてデマンド型乗合タクシー、過疎地有償運送や自治会輸送等の導入を検討

自治体が運営する新たな公共交通の導入が望まれる一方で、運行維持に対して新たに発生する財政負担は多額なものです。本町では持続可能な交通体系確保の観点から、現在運行しているスクールバスや新しい公共交通である交通空白輸送や福祉輸送を総合した町独自の計画の策定による新交通システムの導入と、各々の交通を重複させないことによる財政負担の効率化を図ることが必要です。

【施策の内容】

（１）交通空白地域への支援

『川本町邑南町地域公共交通総合連携計画』の策定を受け川本町では、平成22年度から川本町生活交通検討委員会において各方面からの公共交通に関する意見を集約し、町、県、運輸局、交通事業者等からなる川本町地域公共交通会議を経て、平成24年3月から川本町北部の交通空白地域を支援することを目的としたデマンド型交通¹による試験的な運行を開始しました。形態は乗り合いタクシーで、住民ニーズ等の実証を踏まえながら、平成24年度10月には町全域の交通空白地域を支援するデマンド型交通本格運行を実施します。

（２）川本町地域公共交通計画の確立

持続可能な交通体系確保の観点から、現在運行している公共交通と必要である交通システムを総合した、町独自の計画を平成26年度までに策定します。

〔計画の観点〕

- ① 高齢化社会に対応すべく、「高齢者が必要とする」、「高齢者が利用しやすい」地域公共交通の整備に努める。
- ② 町内全ての地域で公共交通を利用可能にし、公共交通不便地域の解消を図る。
- ③ 既存のスクールバスと新たな公共交通を連動することにより、町内の地域公共交通の利便性確保を図る。
- ④ 持続可能な地域公共交通を確保するために、町の財政負担に配慮した整備に努める。

¹デマンド型交通：事前の電話予約により、乗車申込みのあった人の家や指定場所を順次回りながら、それぞれの目的地で降ろす交通の形態です。目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、ほかに予約されたお客様も乗り合い、決められた地区を一定の時間内で送迎するものです。

2. 地域情報網の活用



【現状と課題】

川本町では、国の補助金を受け、平成22年度に町内全域へF T T Hによる情報通信基盤を整備しました。この基盤を活用し、民間事業者と連携した通信サービスや、地上デジタル放送の再放送サービスを開始したことにより、都市部との情報環境の格差（デジタルディバイド）解消と、町内のデジタル放送難視聴地域の解消に至ることができました。また、整備した光ファイバー網を活用して、これまで携帯電話不感地域であった地区でのサービス開始が実現し、ほとんどの地域で携帯電話の利用が可能になりました。

通信サービスでは、加入者同士が無料で通話できるサービス、高速インターネットの接続サービスや告知放送の配信サービスを提供しており、平成23年度末には1,471世帯が加入しています。（加入率83.0%）

またテレビ再放送サービスでは、地上デジタル放送、BS・CSなどの衛星放送に加え、区域外の民放チャンネル、またコミュニティチャンネルによる独自放送を提供し、平成23年度末には1,217世帯が加入しています。（加入率68.6%）

しかしながら、これらのサービスは本町が地域情報化を進める上での基本サービスであり、本町が有する様々な課題を解決していくためには、今後ICTをより有効に活用した取り組みを進めていく必要があります。また、日々変化する情報化社会において、お年寄りから子供まで、全ての住民に必要な情報が行き渡る工夫をしていくことが大切です。

平成21年に策定した『川本町地域情報化計画』では、本町の地域情報化の基本方針を次のように定めています。

- ① 住民誰もが利用しやすい
- ② 安心安全な住民生活につながる
- ③ 地域の活性化につながる

この基本方針に基づき、今後は、医療・福祉・教育・産業振興・防犯・防災等の各分野において、ICTを活用したアプリケーションの導入に向けて検討していく必要があります。

【施策の内容】

(1) 光通信網を活用したサービスの充実【重点】

①高齢者を対象としたサービスの充実

高齢者が利用しやすい端末等を活用し、高齢者独居世帯・家族・相談センター等のネットワーク構築による見守りサービスや、医療機関と連携した在宅医療サービスなど、住民の安心につながるサービスを提供していきます。

また、町内の商店等と連携し、高齢者や障害者等が利用しやすい買い物支援コンテンツの開発と運用に向けて取り組みます。

②WEBカメラを活用した情報発信

町内数カ所にWEBカメラを設置し、道路、河川、急傾斜地等の防災情報や、イベント、景観、希少植物等の観光情報、また子供の通学路などの情報をライブ映像として発信し、住民サービスや地域活性化のために活用する仕組み作りを進めていきます。

③携帯電話不感地域の解消

町が整備した光通信網を活用し、民間携帯電話事業者に対して積極的なサービスエリアの拡大を促し、町内の携帯電話不感地域の解消を目指します。

(2) 放送サービスの充実

平成23年度から運用開始した「まげなねっとかわもと」のコミュニティチャンネルや告知放送サービスにおいて、「見る」「聞く」それぞれの特性を生かした、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、町内の商店や事業所からの広告放送や、地域住民からの投稿映像等を放送するなど、住民により身近な情報を提供することで、町全体での「まげなねっとかわもと」運営意識の醸成と、地域の活性化を目指します。

3. 消防・防災

【施策の体系】



【現状と課題】

本町の消防体制は、近隣市町村との広域行政で整備・運営されている江津邑智消防組合による常備消防と地域住民による非常備消防で構成されています。常備消防は、施設設備の高度化等により充実傾向にあるものの、消防救急デジタル化への対応や施設を維持する老朽化対策が必要です。

救急業務についても広域消防組合で行っており、平成23年度に導入されたドクターヘリの稼働により救急体制の充実が図られてきています。中山間地域の患者に対する救命医療が広域的に図られるなかで、本町においては主要な離発着場への芝生化等の整備や救急車が到着するまでの応急処置への対応が重要な課題となっています。

本町では、堤防の構築や河川情報システムなどの災害情報通信網を整備しています。また、自治会による自主防災組織活動が盛んになり、川本町災害避難訓練を通じ防災意識が向上してきているところです。しかし、町内各地に急傾斜地や地滑り地が点在し、集中豪雨による崩壊や地滑りなどによる土砂災害が発生しやすく、その対応が必要です。特に高齢化が進むなかで、高齢者や障害者など災害弱者に対する防災情報伝達を確実にを行い、早めの周知、避難・誘導等対策を講じ、人的被害を低減していくことが肝要です。

消防水利を確保するための防火水槽設置については、密集地を中心に整備を進めています。しかしながら、配備が完了しているにもかかわらず水利確保が不十分な場所もあり、山林火災にも対応した継続的な計画整備が必要です。

地域住民により構成される非常備消防において、設備の老朽化対策はもとより、本町の過疎化・高齢化により地域を支える町消防団の存続が困難な局面を迎えています。

常備消防と非常備消防の相互応援態勢を図るとともに、町消防団の車両整備については消防機動力を確保するために普通車両から軽車両へ更新するなど、設備の充実を図り、消防体制をさらに強化する必要があります。

【施策の内容】

(1) 防災対策・救急体制の充実

島根県が実施しているドクターヘリの円滑な運行への協力、および常備消防の施設整備高度化を推進・支援し、関係機関の連携により、防災・救急体制の強化を図ります。

防災行政無線等による災害時における情報伝達手段の整備と災害時要援護者対策等の住民避難態勢の整備に努めます。

常備消防から学校や自治会・各家庭消防隊へ講師派遣することにより、防火意識・応急手当の仕方を学び、消防及び救急活動への住民意識の向上を図ります。また、救急車到達までの時間を要する地域への対応として、蘇生可能時間である5分以内の応急措置が行えるように措置技術を普及します。

家庭消防隊等自主防災組織の強化を図るため、常備消防及び消防団の指導により、初期活動・防災訓練等を定期的を実施します。

(2) 消防団機能の充実

常備消防と非常備消防の相互応援体制を図り、消防機動力を確保した消防体制の強化を推進します。

非常備消防の団員教育を図り、資質の向上に努めるとともに、資機材の整備、車両等の更新、防火水槽の設置等により消防設備の充実を図ります。

消防団員による防災啓発活動として、救援・救護・広報活動・指導を行い、住民の防災意識の向上と消防団活動への新たな魅力を創出します。また、消防団員の加入促進を継続する一方、自主防災組織を見直すとともに、万一の大災害時にも速やかな連携がとれる地域住民と一体となった防災組織を構築します。

(3) 治山対策の推進

山地災害危険地域においては、予防治山・復旧治山はもとより、総合治山事業および保安林整備事業により治山対策を計画的に推進します。

急傾斜地崩壊対策事業においては、既存施設の点検を行い施設の維持修繕を行うとともに、危険箇所の工事を促進します。

砂防対策事業については、危険箇所の点検を行い新規地区の採択に向けて事業の推進を図ります。

農地保全事業（地すべり対策事業）については、川本第二期地区の対策として、老朽化した施設の更新と新たな対策により地すべりの進行を防止し、安全で安心して住める環境整備を行います。

4. 交通安全・防犯

【施策の体系】



【現状と課題】

これまで、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全基本法に基づいた、国・県・町それぞれの交通安全計画を策定し、関係団体等において、交通安全対策が強化されてきました。

本町においては同計画に加え、平成21年10月には当時中国地方初であった「高齢者を交通事故から守る川本町交通安全条例」を制定しました。この条例は、高齢化率が高い本町において、高齢者が交通事故の加害者・被害者とならないための対策が必要不可欠であることから、関係機関が連携し、交通安全活動を推進するために制定したものです。

本町の過去10年間の交通事故死者数は、1年間に0～3人で推移しています。また、事故発生件数及び負傷者数は、平成18年の11件11人をピークに減少傾向にありますが、交通事故の根絶には至っていません。「交通事故ゼロの町」を実現するため、運転者・歩行者共に交通事故防止の意識を定着する必要があります。

地域の安心・安全を守るため、警察や防犯ボランティア等各種団体が協力して活動をしています。主に児童生徒の登下校時、自宅から学校・バス停までの安全を確保するため、青色防犯パトロールによる見守り活動を地域ボランティアにより実施しています。平成24年度に小学校が統合したことにより、通学形態も変化したことから、この活動をさらに強化していく必要があります。

本町における過去5年間の刑法犯認知件数は、17から22件で推移しています。振り込め詐欺や高齢者を狙った犯罪等、身近にある犯罪を未然に防ぐため、地域安全推進員等のボランティア団体による啓発活動を継続的に展開する必要があります。

【施策の内容】

(1) 交通安全の推進

第9次川本町交通安全計画を基本に、警察・交通安全協会・関係団体等と連携を図り、交通安全を推進します。

① 高齢者の交通安全対策

加齢に伴う身体機能の変化が、交通行動に及ぼす影響を知る機会を増やすため、高齢者を対象とした交通安全教室等の機会を拡充します。

高齢者の交通事故防止のため、高齢運転者標識（高齢者マーク）の積極的な使用を推進し、他の年齢層にも高齢者を守る思いやりのある運転意識の定着を図ります。

② ライフステージに応じた交通安全教育の推進

交通事故の根絶は、町民自らが交通事故防止の課題を認識することから始まります。このため、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた、段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。

③ 交通安全運動の推進

島根県の交通安全運動計画により、年間を通じた街頭指導を行います。また、まげなねっとでのテレビ等による告知放送など各種広報媒体を活用し、交通ルールの遵守とマナー実践について啓発を強化します。

(2) 防犯の推進

① 青色防犯パトロール隊活動者数の維持

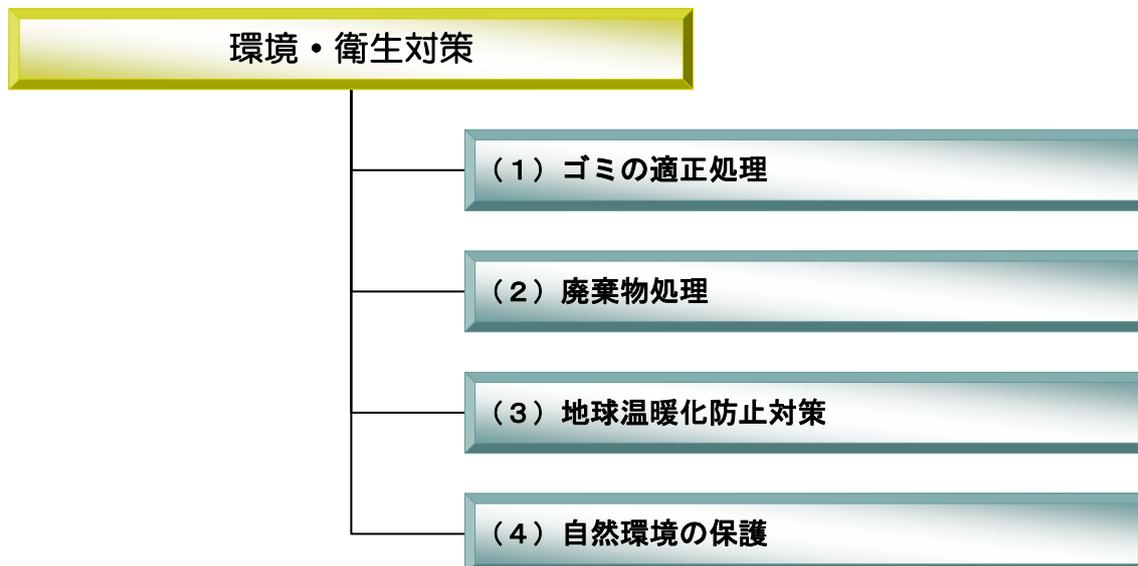
子ども達の安全を見守るためには、青色防犯パトロール隊の活動は、とても重要な存在です。このボランティアに携わる方の人数を維持し、継続的に活動が展開できるよう協力・支援します。

② 防犯啓発活動の強化

刑法犯認知件数が減少するよう、警察・地域安全推進員・各種団体と連携し、催事でのパトロールや鍵掛け運動、広報による啓発活動を強化します。

5. 環境・衛生対策

【施策の体系】



【現状と課題】

現在、ごみ収集処理は、邑智郡3町の共通の施策として邑智郡総合事務組合の共同ごみ焼却処理施設（12t/日の処理能力）とリサイクルプラザ（5t/日の処理能力）、埋め立て処分場によって行っています。また、町民の協力によって、可燃物と不燃物との分別収集も実施し、資源ごみのリサイクルにおいても成果を上げています。町民もEM菌²や町のごみ減量化装置設置補助金を利用し生ゴミの堆肥化に取り組んでいますが、町民の環境意識の向上を図りこうした取組をさらに広げていく必要があります。

また、不法投棄やポイ捨てなど環境モラルの低下も見受けられます。環境意識の向上と監視体制の強化を図り不法投棄等をさせない地域づくりが求められています。

し尿処理は、邑智郡3町の広域施策として、邑智郡総合事務組合が膜分離高負荷脱窒素処理高度方式（処理能力43k1/日）施設により、共同処理を行っています。

近年は社会的に環境問題が注目され、資源循環型社会の実現や地球温暖化防止対策に向けた取組が喫緊の課題となっています。今後も廃棄物ゼロをめざした資源の再生に努め、省エネルギー、省資源を実践する資源循環型のまちづくりを進めていきます。

【施策の内容】

（1）ごみの適正処理

ごみの減量化やリサイクル活動を促進するため省資源・再資源化に対する町民の意識啓発に努めます。

ごみの効率的な適正処理を進めるため、分別搬出の徹底を図ります。

² EM菌：乳酸菌・酵母・光合成細菌を中心に、複数の有用な微生物を共生させた有用微生物群

家庭での生ゴミを堆肥化する環境活動に対し、機器の普及のための支援を行います。家電リサイクル法の目的・趣旨についての啓発に努め、不法投棄の防止を図ります。

(2) 廃棄物処理・公害防止

関係機関と連携を図りながら発生源対策や公害苦情処理への対応を図ります。適正処理の周知徹底や指導を行い不法投棄の監視体制を強化します。

(3) 地球温暖化防止対策

『川本町地球温暖化対策地域推進計画』に基づき低炭素社会の実現を目指し川本町地球温暖化対策協議会を中心として、エネルギー使用量に着目した温室効果ガス削減の具体的行動を推進します。

省エネ行動につながる普及・啓発を行うことにより家庭における地球温暖化防止の取組を進めます。

(4) 自然環境の保護

町内の公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため、3河川（矢谷川、谷戸川、濁川）の水質調査を行います。